

## ○大雪消防組合会計年度任用職員の給与 及び費用弁償に関する条例

〔令和元年12月20日〕  
条例第2号

（趣旨）

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項、第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

（会計年度任用職員の給与及び費用弁償）

**第2条** 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関しては、消防本部又は消防署の所在町会計年度任用職員の例による。ただし、管理者が必要と認める場合は、この限りでない。

（等級別職務分類表）

**第3条** 法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員の給料表の級における分類の基準となるべき職務の内容は、前条の規定にかかわらず、別表に掲げる等級別基準職務表に定めるところによる。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（大雪消防組合消防職員定数条例の一部改正）

2 大雪消防組合消防職員定数条例（昭和48年大雪消防組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号「臨時職員」を地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員、同法第22条の3第4項に規定する臨時的任用職員及び同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める

（大雪消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

3 大雪消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年大雪消防組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第17条の見出し中「臨時職員等」を「会計年度任用職員等」に改め、同条中「臨時職員及び非常勤職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第4項に規定する臨時的任用職員」に改める。

第5編 給与（大雪消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例）

別表（第3条関係）

等級別基準職務表

職 種	職務の級	基準となる職務
行政職	1	定型的又は補助的な業務を行う職務
	2	相当の知識又は経験を必要とする職務